

4月から「はっぴいばんぶ〜」 を開設します



19年度から開催している「出前ばんぶ〜ひろば」をより一層充実させ、4月から『はっぴいばんぶ〜』に生まれ変わります。

毎月第2水曜日を『はっぴいばんぶ〜』の日にしました。

この日、遊びに来てくれた親子がみ〜んな「はっぴい」になりますように…という思いを込めて。

親子で好きな遊びを楽しんだり、ママ同士でおしゃべりしたり。時にはママも子育てを少しお休みしてリフレッシュしてみませんか！？

クッキングや小物づくりなど楽しい企画がいっぱいです。

【お問い合わせ先】

藤里保育園 はっぴいばんぶ〜担当 安部
☎ 79-2720



自動車の名義変更・住所変更・ 抹消の手続きについて

自動車税は毎年4月1日現在、登録名義人になっている方にかかります。自動車税に関するトラブルを防ぐため、次の確認をお願いします。

1. 自動車を手放した方

移転の登録をしていないと、元の所有者に課税されますので、早めに運輸支局で移転の登録をしてください。

2. 引っ越した方

住民票を異動しても車検証の住所は変わりませんので、運輸支局で車検証の住所を変更してください。

3. 自動車を廃車した方

抹消の登録をしていないと翌年度も課税されますので、運輸支局で抹消されているかご確認ください。

4. 口座振替を希望する方

県税課、金融機関に備え付けの「口座振替依頼書」(ハガキ)をポストに投函するか、金融機関または地域振興局へ提出してください。

【お問い合わせ先】 山本地域振興局県税課
☎ 52-6201

広報ふじさと2月号 の訂正について (お詫び)

先に全戸配付しました広報ふじさと2月号について、町政座談会8頁1段23~24行目(矢坂地区)の質問で、『…合併浄化槽である。下水道に加入する場合は…』と記載しておりましたが、ここでいう下水道とは、合併浄化槽を意味して掲載したものです。誤解を招く表現をしましたので、訂正してお詫び申し上げます。

たばこは地元から!!
~たばこ税は
貴重な財源です~

4月1日からパートタイ ム労働法が変わります

【改正のポイント】

・労働基準法上の義務に加え、「昇格、退職手当、賞与の有無」を文書等で明示してください。

・パート労働者から求められたときは、待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明してください。

・すべてのパート労働者の待遇は、働きや貢献に応じて正社員との均衡を考慮し決定してください。

・特に正社員と同視すべきパート労働者に対しては、全ての待遇においてパート労働者であることを理由とした差別的取扱いが禁止されます。

・正社員への転換を推進するための措置を講じてください。

【お問い合わせ先】

秋田労働局雇用均等室
☎ 018(862)6684

技能検定のご案内

平成20年度前期技能検定を実施します。この検定に合格されると「国及び県」から技能のレベルが認定され「技能士」(職業能力開発促進法)と称することができます。

【実施職種】

・1級及び2級については35職種56作業、単一等級については1職種2作業、3級については6職種11作業

【受付期間】

・4月3日(木)~16日(水)

【試験日】

・6月9日(月)~9月17日(水)までの指定された日

【申請書配布・受付場所】

・県職業能力開発協会又は能代市総合技能センター

【お問い合わせ先】

県職業能力開発協会
☎ 018(862)3510

高齢者・バス無料乗車券について

【対象】 満70歳以上の藤里町在住者
【無料区間】 秋北バスが運行する藤里町内
【申請方法】 正面を向いて帽子などがぶつけない1年以内に撮影した写真(縦3.5cm×横2.5cm)、印鑑を持参してください。役場窓口で発行します。



※平成18年3月以降に発行された券をお持ちの方は、更新手続きは不要です。

※満70歳の誕生日以降、随時発行しますので、役場窓口で申請してください。

【お問い合わせ先】 町民生活課 健康福祉係
☎ 79-2113 (内線136)